

市民委員会 資料〔港湾局〕

【平成25年第2回市議会定例会提出予定議案関連資料】

議案第76号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料1：川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について…………… 1

資料2：川崎市港湾施設条例新旧対照表…………… 3

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の目的

港湾施設の管理を指定管理者に行わせることができることとするため改正するもの。

2 条例改正内容

資料 2（新旧対照表）のとおり

3 指定管理者

あらかじめ議会の議決を経て、市長が指定する指定管理者に港湾施設の管理を行わせる。

4 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行。ただし、指定の手続については、公布の日から施行

〔参考〕

1 港湾施設の概要

(1) 種類

航路、泊地、防波堤、護岸、係船岸壁、栈橋、物揚場、小型油槽船係留施設、道路、運河、上屋、倉庫用地、荷さばき地、ふ頭用地、船舶給水設備、事務所、事務所附帯施設、港湾厚生施設、船客待合所、港湾環境整備施設、駐車施設、軌道走行式荷役機械及び電気施設

(2) 位置

川崎区千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、田町3丁目、池上町、白石町、大川町、扇島、東扇島及び川崎港の港湾区域（水域）

2 指定管理者制度の導入

(1) 導入理由

港湾施設の管理を指定管理者に行わせることができることとすることによりサービスの向上と管理経費の縮減等管理の効率化を図るため

(2) 平成26年度から指定管理者に管理を行わせる施設

川崎区東扇島9番地内の港湾施設（以下「川崎港コンテナターミナル」という。）

(3) 川崎港コンテナターミナルへの指定管理者制度導入に至った経緯

平成22年6月、本市は、東京都、横浜市とともに川崎港コンテナターミナルに指定管理者制度を導入すること等を明記した「国際コンテナ戦略港湾の選定に向けた計画書」を国に提出し、同年8月、京浜港（東京港・川崎港・横浜港）として国際コンテナ戦略港湾に選定された。その後、平成23年3月の港湾法改正により国際コンテナ戦略港湾は国際戦略港湾として位置付けられるとともに、新たに港湾運営会社制度が創設され、当該制度の活用について検討を続けてきたが、この間、川崎港の実情や官民の委員で構成された「川崎港戦略港湾推進協議会」から提出された意見等を踏まえ、平成25年1月、川崎港コンテナターミナルの段階的な民営化（第1段階：指定管理者方式、第2段階：港湾法に基づく貸付方式）を図ることとした基本方針をまとめ、その後実施したパブリックコメントで寄せられた意見や民間活用推進委員会での審議結果等を踏まえて、平成25年5月、より詳細な実施方針を策定した。

※ 国際コンテナ戦略港湾とは、大型化が進むコンテナ船に対応し、アジア主要国と遜色のないコスト、サービスを実現するため、「選択」と「集中」に基づき国が選定した港湾をいう。現在、京浜港及び阪神港（神戸港・大阪港）が選定されている。

※ 港湾運営会社制度とは、国際戦略港湾のコンテナふ頭等の運営を一元的に担う港湾運営会社を一つの港に1社に限って国が指定し、行政財産の貸付等を行う制度をいう。

(4) 選定の特例

川崎港コンテナターミナルの運営主体は、京浜港の港湾運営会社の設立という目標に向けた段階的な民営化に当たり、公共ふ頭の運営者としての公共性や、本市の港湾政策や産業政策をその運営に反映することが求められることから、川崎港を熟知した本市の既存の出資法人である必要がある。当該出資法人は、指定管理者の段階から本市と連携して京浜港のコンテナターミナルの経営統合に向けた交渉等を行っていくことになるため、市長が指名した者を指定管理予定者とする。

(5) 導入スケジュール

平成25年6～7月	指定管理予定者の指名、事業計画書等の提出
平成25年9月市議会定例会	指定議案の提出
平成25年10月	指定管理者の指定
平成26年4月	指定管理者による管理の開始

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p>	<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、別に定めるものを除き、川崎市の管理する港湾施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、別に定めるものを除き、川崎市の管理する港湾施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第2条 本市に港湾施設として、航路・泊地・防波堤・護岸・係船岸壁・栈橋・物揚場・小型油槽船係留施設・道路・運河・上屋・倉庫用地・荷さばき地・ふ頭用地・船舶給水設備・事務所・事務所附帯施設・港湾厚生施設・船客待合所・港湾環境整備施設・駐車施設・軌道走行式荷役機械及び電気施設を設置する。</p>	<p>第2条 本市に港湾施設として、航路・泊地・防波堤・護岸・係船岸壁・栈橋・物揚場・小型油槽船係留施設・道路・運河・上屋・倉庫用地・荷さばき地・ふ頭用地・船舶給水設備・事務所・事務所附帯施設・港湾厚生施設・船客待合所・港湾環境整備施設・駐車施設・軌道走行式荷役機械及び電気施設を設置する。</p>
<p>2 前項に規定する港湾施設の名称、位置、規模等は、市長が定め、その旨を告示する。</p>	<p>2 前項に規定する港湾施設の名称、位置、規模等は、市長が定め、その旨を告示する。</p>
<p><u>(指定管理者)</u></p>	
<p>第2条の2 <u>市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に港湾施設の管理を行わせることができる。</u></p>	
<p><u>(1) 港湾施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</u></p>	
<p><u>(2) 事業計画書の内容が、港湾施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p>	
<p><u>(3) 事業計画書の内容に沿った港湾施設の管理を安定して行う能力を有すること。</u></p>	
<p>2 <u>前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p><u>第2条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、 港湾施設の管理を行わなければならない。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p><u>第2条の4 指定管理者は、次条各項の許可に関する業務その他港湾施設 の管理のために必要な業務を行わなければならない。</u></p> <p>(利用許可)</p> <p>第3条 港湾施設（航路、泊地、防波堤、護岸、道路、運河及び港湾環境 整備施設を除く。）を利用しようとする者は、市長<u>（指定管理者が管理 を行う港湾施設にあつては、指定管理者。第2項及び第3項、第5条第 2項、第6条から第8条まで、第12条並びに第16条において同じ。）</u> の許可を受けなければならない。</p> <p>2 次に掲げる目的のため港湾環境整備施設を利用しようとする者は、市 長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為</p> <p>(2) 業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為</p> <p>(3) 興行</p> <p>(4) 港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会、 展示会その他これらに類する催し</p> <p>3 前項に定めるもののほか、港湾環境整備施設における次に掲げる施設 又は設備を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 駐車場（有料の駐車場として告示されたものに限る。以下同じ。）</p> <p>(2) 照明施設（有料の照明施設として告示されたものに限る。以下 同じ。）</p> <p>(3) バーベキュー施設</p> <p>(4) バーベキュー用こん炉その他の規則で定める設備</p> <p>(利用区分)</p>	<p>(利用許可)</p> <p>第3条 港湾施設（航路、泊地、防波堤、護岸、道路、運河及び港湾環境 整備施設を除く。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなけれ ばならない。</p> <p>2 次に掲げる目的のため港湾環境整備施設を利用しようとする者は、市 長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為</p> <p>(2) 業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為</p> <p>(3) 興行</p> <p>(4) 港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会、 展示会その他これらに類する催し</p> <p>3 前項に定めるもののほか、港湾環境整備施設における次に掲げる施設 又は設備を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 駐車場（有料の駐車場として告示されたものに限る。以下同じ。）</p> <p>(2) 照明施設（有料の照明施設として告示されたものに限る。以下 同じ。）</p> <p>(3) バーベキュー施設</p> <p>(4) バーベキュー用こん炉その他の規則で定める設備</p> <p>(利用区分)</p>

改正後	改正前
<p>第4条 前条各項の許可に係る港湾施設及び設備（以下「特定港湾施設等」という。）の利用は、一般利用、定期利用及び専用利用に区分する。</p> <p>2 一般利用とは、特定港湾施設等の利用目的に従い、随時、利用に供することをいう。</p> <p>3 定期利用とは、特定港湾施設等の利用目的に従い、利用できる期間を定めて利用に供することをいう。</p> <p>4 専用利用とは、特定港湾施設等の利用目的に従い、利用できる範囲及び期間を定めて利用に供することをいう。</p> <p>5 特定港湾施設等の利用区分は、規則で定める。 （利用期間）</p>	<p>第4条 前条各項の許可に係る港湾施設及び設備（以下「特定港湾施設等」という。）の利用は、一般利用、定期利用及び専用利用に区分する。</p> <p>2 一般利用とは、特定港湾施設等の利用目的に従い、随時、利用に供することをいう。</p> <p>3 定期利用とは、特定港湾施設等の利用目的に従い、利用できる期間を定めて利用に供することをいう。</p> <p>4 専用利用とは、特定港湾施設等の利用目的に従い、利用できる範囲及び期間を定めて利用に供することをいう。</p> <p>5 特定港湾施設等の利用区分は、規則で定める。 （利用期間）</p>
<p>第5条 一般利用、定期利用及び専用利用の利用許可の期間は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 一般利用 90日以内で市長が規則で定める期間</p> <p>（2） 定期利用 1年以内で市長が規則で定める期間</p> <p>（3） 専用利用 5年以内で市長が規則で定める期間</p> <p>2 市長は、相当の理由があると認めるときは、一般利用の利用期間を延長することができる。この場合において、延長する期間は90日を超えることができない。</p> <p>3 定期利用の利用期間については、1年を超えない期間で更新することができる。</p> <p>4 専用利用の利用期間については、5年を超えない期間で更新することができる。 （利用許可の基準）</p>	<p>第5条 一般利用、定期利用及び専用利用の利用許可の期間は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 一般利用 90日以内で市長が規則で定める期間</p> <p>（2） 定期利用 1年以内で市長が規則で定める期間</p> <p>（3） 専用利用 5年以内で市長が規則で定める期間</p> <p>2 市長は、相当の理由があると認めるときは、一般利用の利用期間を延長することができる。この場合において、延長する期間は90日を超えることができない。</p> <p>3 定期利用の利用期間については、1年を超えない期間で更新することができる。</p> <p>4 専用利用の利用期間については、5年を超えない期間で更新することができる。 （利用許可の基準）</p>
<p>第6条 市長は、第3条各項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、許可しない。</p> <p>（1） 申請者が、特定港湾施設等の利用について必要な免許、許可その他の法令に基づく資格を有しないとき。</p> <p>（2） 申請者が、第8条第1号から第3号までの規定により第3条各</p>	<p>第6条 市長は、第3条各項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、許可しない。</p> <p>（1） 申請者が、特定港湾施設等の利用について必要な免許、許可その他の法令に基づく資格を有しないとき。</p> <p>（2） 申請者が、第8条第1号から第3号までの規定により第3条各</p>

改正後	改正前
<p>項の許可の取消しを受け、その取消しのあった日から起算して2年を経過しないとき。</p> <p>(3) 申請に係る行為により特定港湾施設等が損傷され、又は汚損されるおそれがあるとき。</p> <p>(4) その利用内容が特定港湾施設等の能力を超え、又は著しく適正を欠くおそれがあるとき。</p> <p>(5) その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(利用制限等)</p>	<p>項の許可の取消しを受け、その取消しのあった日から起算して2年を経過しないとき。</p> <p>(3) 申請に係る行為により特定港湾施設等が損傷され、又は汚損されるおそれがあるとき。</p> <p>(4) その利用内容が特定港湾施設等の能力を超え、又は著しく適正を欠くおそれがあるとき。</p> <p>(5) その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(利用制限等)</p>
<p>第7条 市長は、港湾施設の管理上必要な場合において、港湾施設の利用を制限し、若しくは禁止し、又は港湾施設の利用者に対し一定の行為を命ずることができる。</p> <p>(利用許可の取消し、変更等)</p>	<p>第7条 市長は、港湾施設の管理上必要な場合において、港湾施設の利用を制限し、若しくは禁止し、又は港湾施設の利用者に対し一定の行為を命ずることができる。</p> <p>(利用許可の取消し、変更等)</p>
<p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条各項の許可を取り消し、又はこれを変更し、その他必要な処置をすることができる。</p> <p>(1) 第3条各項の許可の申請に不正があったとき。</p> <p>(2) 指定の期間内に使用料を支払わないとき。</p> <p>(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づいて行う処分若しくは指示に違反したとき。</p> <p>(4) 公益上その他市長が必要と認めたとき。</p> <p>(物件の搬出又は撤去)</p>	<p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条各項の許可を取り消し、又はこれを変更し、その他必要な処置をすることができる。</p> <p>(1) 第3条各項の許可の申請に不正があったとき。</p> <p>(2) 指定の期間内に使用料を支払わないとき。</p> <p>(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づいて行う処分若しくは指示に違反したとき。</p> <p>(4) 公益上その他市長が必要と認めたとき。</p> <p>(物件の搬出又は撤去)</p>
<p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する物件については、その所有者又は占有者に搬出又は撤去を命ずることができる。</p> <p>(1) 港湾施設に放置してあるもの</p> <p>(2) 許可を受けずに蔵置し、又は設備したもの</p> <p>(3) 公益上その他市長が必要と認めたもの</p> <p>(責任)</p>	<p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する物件については、その所有者又は占有者に搬出又は撤去を命ずることができる。</p> <p>(1) 港湾施設に放置してあるもの</p> <p>(2) 許可を受けずに蔵置し、又は設備したもの</p> <p>(3) 公益上その他市長が必要と認めたもの</p> <p>(責任)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 <u>市及び指定管理者</u>は、港湾施設の利用により利用者又は第三者に生じた損害について賠償の責めを負わない。この条例又はこの条例に基づく規則に基づいて行う処分又は指示によって生じた損害についても、同様とする。</p>	<p>第10条 <u>市</u>は、港湾施設の利用により利用者又は第三者に生じた損害について賠償の責めを負わない。この条例又はこの条例に基づく規則に基づいて行う処分又は指示によって生じた損害についても、同様とする。</p>
<p>(権利譲渡等の禁止)</p>	<p>(権利譲渡等の禁止)</p>
<p>第11条 第3条各項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>第11条 第3条各項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできない。</p>
<p>(工作物等の設備)</p>	<p>(工作物等の設備)</p>
<p>第12条 第3条各項の許可を受けた者が、利用場所に工作物その他の設備を付設しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その設備を廃止し、又は変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第12条 第3条各項の許可を受けた者が、利用場所に工作物その他の設備を付設しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その設備を廃止し、又は変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(使用料)</p>	<p>(使用料)</p>
<p>第13条 特定港湾施設等の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号、第14号、第15号、第21号及び第22号については、当該各号により算出して得た額に100分の105を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p>	<p>第13条 特定港湾施設等の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号、第14号、第15号、第21号及び第22号については、当該各号により算出して得た額に100分の105を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p>
<p>(1) 係船岸壁、栈橋及び物揚場使用料</p> <p>ア 船舶（はしけを除く。）</p> <p>(ア) 係留12時間まで 総トン数1トンまでごとに 10円5銭</p> <p>(イ) (ア)を超える係留時間 総トン数1トンまでごとに、係留12時間までごとに 6円70銭</p> <p>イ 貨物</p> <p>はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1トンまでごとに 13円40銭</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 小型油槽船係留施設使用料</p> <p>1月総トン数1トンまでごとに 84円</p>	<p>(1) 係船岸壁、栈橋及び物揚場使用料</p> <p>ア 船舶（はしけを除く。）</p> <p>(ア) 係留12時間まで 総トン数1トンまでごとに 10円5銭</p> <p>(イ) (ア)を超える係留時間 総トン数1トンまでごとに、係留12時間までごとに 6円70銭</p> <p>イ 貨物</p> <p>はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1トンまでごとに 13円40銭</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 小型油槽船係留施設使用料</p> <p>1月総トン数1トンまでごとに 84円</p>

改正後	改正前
<p>ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごとに 3円</p>	<p>ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごとに 3円</p>
(5) 削除	(5) 削除
(6) 上屋使用料	(6) 上屋使用料
<p>ア 初日から15日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 17円 2級上屋 16円</p>	<p>ア 初日から15日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 17円 2級上屋 16円</p>
<p>イ 16日から30日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 34円 2級上屋 32円</p>	<p>イ 16日から30日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 34円 2級上屋 32円</p>
<p>ウ 31日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 68円 2級上屋 64円</p>	<p>ウ 31日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 68円 2級上屋 64円</p>
(7) 倉庫用地使用料 1月1平方メートルまでごとに 170円	(7) 倉庫用地使用料 1月1平方メートルまでごとに 170円
(8) 削除	(8) 削除
(9) 荷さばき地使用料	(9) 荷さばき地使用料
ア 一般利用	ア 一般利用
<p>(ア) 初日から15日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円 2級荷さばき地 6円</p>	<p>(ア) 初日から15日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円 2級荷さばき地 6円</p>
<p>(イ) 16日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円</p>	<p>(イ) 16日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円</p>
<p>イ 専用利用 1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円</p>	<p>イ 専用利用 1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円</p>
(10) ふ頭用地使用料	(10) ふ頭用地使用料

改正後	改正前
<p>別表第1ふ頭用地使用料による。</p> <p>(11) 削除</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13) 船舶給水設備使用料</p> <p>ア 基本料金</p> <p>(ア) 直接給水</p> <p>基本額 20立方メートルまで 11,100円</p> <p>超過額 1立方メートルまでごとに 555円</p> <p>ただし、自動給水器については、1立方メートルにつき 400円</p> <p>(イ) 運搬給水</p> <p>基本額 30立方メートルまで 25,560円</p> <p>超過額 1立方メートルまでごとに 852円</p> <p>ただし、港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1京浜港川崎区第1区以外の区域における給水（市長が定める係船岸壁又は栈橋に係留中の船舶に対する給水を除く。）については、基本額及び超過額の5割を加算する。</p> <p>イ 割増料金</p> <p>執務時間外は、基本料金の5割を加算する。</p> <p>(14) 事務所使用料</p> <p>1月1平方メートルまでごとに 1級事務所 3,000円</p> <p>2級事務所 1,700円</p> <p>(15) 事務所附帯施設使用料</p> <p>ア 作業員詰所 1月1平方メートルまでごとに 700円</p> <p>イ 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円</p> <p>ウ プロパン格納庫 1月1平方メートルまでごとに 700円</p> <p>エ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円</p> <p>オ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円</p>	<p>別表第1ふ頭用地使用料による。</p> <p>(11) 削除</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13) 船舶給水設備使用料</p> <p>ア 基本料金</p> <p>(ア) 直接給水</p> <p>基本額 20立方メートルまで 11,100円</p> <p>超過額 1立方メートルまでごとに 555円</p> <p>ただし、自動給水器については、1立方メートルにつき 400円</p> <p>(イ) 運搬給水</p> <p>基本額 30立方メートルまで 25,560円</p> <p>超過額 1立方メートルまでごとに 852円</p> <p>ただし、港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1京浜港川崎区第1区以外の区域における給水（市長が定める係船岸壁又は栈橋に係留中の船舶に対する給水を除く。）については、基本額及び超過額の5割を加算する。</p> <p>イ 割増料金</p> <p>執務時間外は、基本料金の5割を加算する。</p> <p>(14) 事務所使用料</p> <p>1月1平方メートルまでごとに 1級事務所 3,000円</p> <p>2級事務所 1,700円</p> <p>(15) 事務所附帯施設使用料</p> <p>ア 作業員詰所 1月1平方メートルまでごとに 700円</p> <p>イ 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円</p> <p>ウ プロパン格納庫 1月1平方メートルまでごとに 700円</p> <p>エ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円</p> <p>オ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円</p>

改正後	改正前
<p>カ シャーシー置場 1月1区画 10,000円</p> <p>(16) 削除</p> <p>(17) 削除</p> <p>(18) 船客待合所使用料 1月1平方メートルまでごとに 500円</p> <p>(19) 港湾環境整備施設等使用料 別表第2港湾環境整備施設等使用料による。</p> <p>(20) 駐車施設使用料 別表第3駐車施設使用料による。</p> <p>(21) 軌道走行式荷役機械使用料</p> <p>ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円</p> <p>イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円</p> <p>(22) 電気施設使用料</p> <p>ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円</p> <p>イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円</p> <p>2 使用料の計算は、1件又は1口ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 前項の計算により1件又は1口の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第15条 既に支払われた使用料は、これを返還しない。ただし、第3条各項の許可を受けた者の責めに帰することができない事由により利用することができないときは、この限りでない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第16条 利用者が特定港湾施設等の利用を終了したとき、又は第3条各項</p>	<p>カ シャーシー置場 1月1区画 10,000円</p> <p>(16) 削除</p> <p>(17) 削除</p> <p>(18) 船客待合所使用料 1月1平方メートルまでごとに 500円</p> <p>(19) 港湾環境整備施設等使用料 別表第2港湾環境整備施設等使用料による。</p> <p>(20) 駐車施設使用料 別表第3駐車施設使用料による。</p> <p>(21) 軌道走行式荷役機械使用料</p> <p>ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円</p> <p>イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円</p> <p>(22) 電気施設使用料</p> <p>ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円</p> <p>イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円</p> <p>2 使用料の計算は、1件又は1口ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 前項の計算により1件又は1口の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第15条 既に支払われた使用料は、これを返還しない。ただし、第3条各項の許可を受けた者の責めに帰することができない事由により利用することができないときは、この限りでない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第16条 利用者が特定港湾施設等の利用を終了したとき、又は第3条各項</p>

改正後	改正前
<p>の許可を取り消されたときは、自己の負担において直ちに原状に復し、<u>市長の検査</u>を受けなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第17条 利用者が港湾施設及びその設備を滅失し、又は損傷したときは、市長の命ずるところに従い、補修し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者については、50,000円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 不正の手段で第3条各項の許可を受け、特定港湾施設等を利用した者</p> <p>(2) 第3条各項の許可を受けないで特定港湾施設等を利用した者</p> <p>(3) この条例、この条例に基づく規則又は第3条各項の許可の条件に違反した者</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例施行に関し必要な事項は、市長が別にこれを定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に3条を加える改正規定(第2条の2(指定管理者に港湾施設の管理を行わせることに係る部分を除く。)に係る部分に限る。)及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>の許可を取り消されたときは、自己の負担において直ちに原状に復し、検査を受けなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第17条 利用者が港湾施設及びその設備を滅失し、又は損傷したときは、市長の命ずるところに従い、補修し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者については、50,000円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 不正の手段で第3条各項の許可を受け、特定港湾施設等を利用した者</p> <p>(2) 第3条各項の許可を受けないで特定港湾施設等を利用した者</p> <p>(3) この条例、この条例に基づく規則又は第3条各項の許可の条件に違反した者</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例施行に関し必要な事項は、市長が別にこれを定める。</p>

改正後	改正前
<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用許可その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第2条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。</p> <p>（事業計画書等の提出の特例）</p> <p>3 新条例第2条の2第2項の規定にかかわらず、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後最初に行われる同条第1項の指定に係る事業計画書その他市長が必要と認める書類は、市長が指名したものに限り提出できるものとする。</p>	